

議案第97号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険条例（平成17年山陽小野田市条例第115号）
の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に、「3万円」を「1万6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者について適用し、出産の日が施行日前である者の出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

山陽小野田市国民健康保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>3万円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>